

口座振込(前納)用

※市指定事業所用ごみ袋を使用して排出できるごみの種類は、「一般廃棄物」及び、市条例で定める一部の産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず及びこれらに係る燃え殻のみです。

(一財)静岡市環境公社
 静岡市葵区産女953番地
 TEL 278-8161
 FAX 278-8932

様式第2号その1 (第5条、第6条関係)

事業活動に伴う一般廃棄物（産業廃棄物）処理方法承認申請書

(宛先) 静岡市長 年 月 日

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の廃棄物の処理方法について、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条第1項（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第1項）の規定による承認を受けたいので、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条第1項（同条第2項）の規定により申請します。

事業の種類			
廃棄物の種類			
市が収集、運搬及び処分する方法の場合	1 箇月の平均排出量	kg	
	指定販売所で購入する容器の数	※ 個	
事業者が市の処理施設に運搬する方法の場合	運搬する処理施設 (○で囲むこと。)	西ヶ谷	沼上
		清掃工場	沼上 最終処分場
	搬入時間	(平日) 8:30~12:00 13:30~16:00 (土) 8:30~12:00	
	搬入量	※ kg	
手数料等の額	※ 円		

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 土曜日は、不燃粗大ごみを搬入しないこと。
- 3 処理できない廃棄物等を搬入した場合は、持ち帰ること。